

# 第7回 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成30年3月20日（火）  
午後6時30分～8時30分  
場 所：菊池恵楓園自治会ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ

### 3 議 題

(1) 中間報告書について

(2) ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組みについて

(3) 事務局からの報告

・平成30年度の取組計画

参考資料

(4) その他

### 4 閉 会

委員会資料

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会  
中間報告書  
(案)

平成30年 月

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

## 目 次

### I 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について

- 1 本委員会設置の趣旨及び中間報告書作成の経緯…………… 1
- 2 委員会の目的及び活動状況…………… 1

### II 委員会での協議状況について

- 1 熊本県の取組状況の評価…………… 3
- 2 各界（医学、福祉、法曹、マスコミ、宗教）の取組状況の確認…………… 14

### III 今後の進め方について

- 1 県の取組状況の検討から見えてきた課題…………… 19
- 2 各界の報告を受けて…………… 19
- 3 今後の委員会の在り方について…………… 19

### IV 参考資料

- ・熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項…………… 20
- ・熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員一覧…………… 22
- ・啓発事業実施に係る参加者アンケートの概要…………… 23

## I 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について

### 1 本委員会設置の趣旨及び中間報告書作成の経緯

- ・ 熊本県では、2011(平成23)年1月、熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置し、計8回の委員会での検討を経て、『熊本県「無らい県運動」検証報告書』(以下「検証報告書」という。)を取りまとめた。
- ・ 検証報告書では、本県に対して、『検証報告書において示された検証から導き出される教訓が熊本県および県民によっていかに生かされ、実現されているかを検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする』(検証報告書 P354) 目的で、委員会の設置を提言。
- ・ 当該提言を受け、平成27年3月23日に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を設置した。
- ・ 第1回の委員会において、概ね5年を目途に委員会での検討内容を取りまとめて公表することに加え、ハンセン病療養所入所者等当事者の高齢化も考慮し、5年という区切りにこだわらず、検討の進ちょく状況に応じて取りまとめを行うこととしたため、これまでの検討状況を中間報告書として整理を行ったものである。

### 2 委員会の目的及び活動状況

#### (1) 設置目的

熊本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討する。

#### (2) 協議(検討)事項

- ①本県の取組状況の検討
- ②各界(医療界、福祉界、法曹界、マスコミ、宗教界)の取組状況の確認

(3) これまでの開催状況 (概ね年2回を目途に開催)

回	日時	場所	協議テーマ
第1回	H27.3.23 (月) 午後6時 ～午後7時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・推進委員会設置の趣旨説明 ・委員長選出 ・委員会スケジュール
第2回	H27.9.25 (金) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・医学界からの報告 ・県の取組状況報告
第3回	H28.3.8 (火) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・福祉界からの報告 ・県の取組状況報告
第4回	H28.9.20 (火) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・法曹界からの報告 ・県の取組状況報告
第5回	H29.3.8 (水) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・マスコミの報告 ・県の取組状況報告
第6回	H29.10.2 (月) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・宗教界からの報告 ・県の取組状況報告
第7回	H30.3.20 (火) 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・中間報告について ・県の取組状況報告

## Ⅱ 委員会での協議状況について

### 1 熊本県の取組状況の評価

#### (1) 健康づくり推進課

#### ① 菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」(平成16年度～ 毎年実施)

##### ■事業概要

###### ○目的

県民が菊池恵楓園を訪問し、施設見学やハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者との交流の機会を通してハンセン病問題に対する正しい理解を深める。

###### ○対象

一般県民(学校への周知やホームページ等での案内により募集)

###### ○実施内容(平成29年度は7月25日、10月12日に実施)

- ① 施設見学(監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨堂等)(120分程度)
- ② 交流会(入所者代表(志村自治会長、太田副会長))の講話を聞いた後、質疑応答等の意見交換(60分程度)

###### ○参加実績

- ・平成27年度 187名
- ・平成28年度 257名
- ・平成29年度 199名

##### ■事業の成果

参加者への事後アンケートでは、

- ・菊池恵楓園で実際使用されていた監禁室などを見学したり、入所者の話を聞いて、ハンセン病問題に関する理解が深まった。
  - ・ハンセン病問題について周囲にも伝えていきたい。
  - ・フィールドワークを通して、五感で感じることができ、大変貴重な体験だった。
- 等の、ハンセン病問題への認識や理解の促進、問題意識の喚起となったという意見が聞かれた。

## ■委員会からの意見等

- ・ 教職員の参加は多いが、児童・生徒の参加が少ない。工夫が必要ではないか。
- ・ 高校生が見学する際は、県教育委員会も参加し、普及・啓発の方法について一緒に議論することで、より深い啓発ができるのではないか。

## ■意見に対する対応

学生が参加しやすいよう、実施時期を夏休み期間に設定するとともに、より参加の機会を確保できるよう、平成29年度からは時期を2回に分けて実施している。

## ■今後の課題

- ・ 教育関係者の参加は多いが、一般の方々の参加が少ないため、開催日や周知方法など実施方法のさらなる工夫が必要。
- ・ 市町村や企業等の人権教育担当者等にも参加してもらえるよう、周知方法も含めた働きかけの工夫が必要。

## ②熊本県ハンセン病医療・福祉研修会（平成28年度～ 毎年実施）

### ■事業概要

#### ○目的

退所者が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくするための環境を構築するため、医療、看護及び介護分野の従事者・経営者等を対象として、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な知識を普及する。

#### ○実施内容

恵楓園で診療や介護にあっている医師や介護職員等から具体的な後遺症の症状や介護の留意点について講義。また、退所者の体験談等の講話を実施。

（H29年度のカリキュラム 平成30年3月3日実施）

- ①ハンセン病問題啓発DVDの上映（15分）
- ②社会交流会館見学（30分）
- ③ハンセン病の成因と後遺症に関する講義（30分）
- ④ハンセン病回復者に対する介護に関する講義（30分）

⑤退所者（ひまわりの会・中会長）からの講話（30分）

### ○参加実績

- ・平成28年度（医療編と福祉編の2回実施）  
57名（うち医療32名、福祉25名）
- ・平成29年度（医療・福祉研修会として1回実施）  
49名（うち医療11名、福祉24名、一般14名）

### ■事業の成果

事後の参加者アンケートでは

- ・医療機関に勤めていながらハンセン病のことを知らなかったのが、後遺症等についての理解が深まった。
- ・職場でも今回の研修成果を共有したい。
- ・菊池恵楓園の近くに住んでいながら知らないことが多く、参加できてよかった。
- ・知らないことは罪深く、正しい知識を持つことが重要だと思った。
- ・これからも研修会を続けて欲しい。

といった意見が寄せられ、研修の成果がみられたとともに、医療・福祉関係者であっても、ハンセン病問題の意識啓発が決して十分ではないことが分かった。

### ■今後の課題

- ・専門的知識も含めた理解促進のために研修内容をより充実させることが必要。
- ・医師の更なる参加を促すよう、多くの医師が参加する研修会等の機会を捉えて、当該研修会についての更なる周知を図ることが必要。
- ・医療・介護・福祉関係の参加者の幅（例えば医療ソーシャルワーカーなど）をもっと広げることが必要。



### ③熊本県ハンセン病問題フォーラム（随時開催、第1回は平成28年度実施）

#### ■事業概要

##### ○目的

広く県民を対象として、ハンセン病に対する差別と偏見を解消し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図る。

##### ○実施内容

平成28年11月20日開催（於：ホテル熊本テルサ）

- ①小中学校及び大学でのハンセン病問題啓発への取組状況の発表
- ②ハンセン病元患者と家族によるリレートーク
- ③シンガーソングライターによる歌の弾き語り

##### ○参加実績（平成28年度）

参加数 約150名

#### ■事業の成果

事後の参加者アンケートでは、

- ・勉強不足の認識と、学び続ける必要性を認識した。
- ・子ども達（小中学生）の発表に感銘を受けた。
- ・ハンセン病回復者の家族の方が差別を受けていることを初めて知った。
- ・入所者の方の生の声を聞き、本当に胸に響いた。これからもお話を聞く機会があったら是非聞きたい。

と言った意見があり、フォーラム開催による啓発効果がみられたとともに、県民の中には、ハンセン病やハンセン病問題についてよく知らない方も少なくないことが分かった。

#### ■今後の課題

- ・平成30年度に2回目のフォーラムを開催予定。
- ・なお、平成28年度に開催の際は、フォーラムの周知方法等に課題が残ったため、教育委員会等とも連携しながら、子ども達を含めたより多くの参加を得るような工夫が必要。

#### ④ハンセン病問題啓発パネル展（毎年実施）

##### ■事業概要

###### ○目的

多くの県民が利用する施設等において、ハンセン病問題の啓発パネル等を展示し、ハンセン病に対する差別・偏見を解消する。

###### ○実施内容

- ・県庁新館ロビーや地下通路展示ケースに、ハンセン病問題の啓発パネルを設置。
- ・熊本市街地の「くまもと県民交流館パレア」ロビーにおいて展示を実施。
- ・平成29年度の県庁地下通路展示では、療養所で入所者が使っていた生活用具や宿泊拒否事件の際に送られてきた手紙等の展示も行った。

##### ■事業の成果

展示スペースに設置したアンケートでは、

- ・これまで、ハンセン病問題に関するパネルを見る機会が少なかったので、今回の展示によって問題への認識が深まった。
- ・二度と繰り返してはいけない過去を学んだ。
- ・国・地方自治体は差別解消に、もっと真剣な取り組みが必要。
- ・自分なりに調べて同僚に伝えたい。

といった意見が多くあった。

##### ■今後の課題

- ・パネル展示だけでなく、より理解と関心を深めるための展示内容の工夫が必要。
- ・問題を認識してもらう機会を増やすために、展示場所や展示回数などの更なる検討が必要。

## ⑤ハンセン病問題普及啓発リーフレットの作成

### ■事業概要

#### ○目的

ハンセン病問題を広く周知啓発するため、啓発資材を作成する。

#### ○事業内容

- ・リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、市町村・公立及び私立高等学校(1年生全員分)等に配布。
- ・毎年度、内容を更新するほか、入所者が描いた絵画を園に選んでもらい、表紙に採用している。

#### ○配布実績

- ・平成27年度 60,000部 (学校23,160部、市町村等25,700部)
- ・平成28年度 40,000部 (学校22,710部、市町村等15,450部)
- ・平成29年度 45,000部 (学校23,230部、市町村等15,450部)

### ■事業の成果

内容が簡潔で分かりやすいため、学校現場での配布に加え、市町村の人権学習や、退所者が地域で講演を行う際の資料としても活用されている。

### ■委員会からの意見等

- ・他県のものと比較すると見やすく、分かりやすい、積極的に活用してほしい。
- ・リーフレットを読んでさらに詳しく知りたいと思う人に対する情報提供として、菊池恵楓園内にある社会交流会館についての記述・案内についても掲載したらよい。

### ■意見に対する対応

平成29年度作成のリーフレットに、新たに菊池恵楓園内にある社会交流会館についての案内を追記し、歴史的な資料の展示について周知を図った。

### ■今後の課題

- ・よりハンセン病問題の理解を促進できる内容へ更新するため、リーフレット送付先での活用状況や記載内容に関する意見をきく機会の確保が必要。
- ・子ども達に気軽に読んでもらえるような簡易版などの作成の検討も必要。

## (2) 人権同和教育課

### ①若手教職員のための菊池恵楓園現地研修（平成27年度～）

#### ■事業概要

##### ○目的

若手教職員が菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の  
人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及  
び実践的指導力を高める。

##### ○対象

熊本市を除く公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の、主に  
教職10年経験程度までの教職員

##### ○実施内容

- ① 入所者代表(志村自治会長、太田自治副会長)の講話(60分程度)
- ② 施設見学(監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨  
堂等)(120分程度)

※参加者は、事前学習として、合志市が菊池恵楓園の協力で制作した「ハン  
セン病問題啓発DVD」(以下「啓発DVD」という。)を視聴。また、研修後の各  
学校における伝達研修を義務付け。

##### ○参加実績

- ・平成27年度 120名
- ・平成28年度 174名
- ・平成29年度 173名

#### ■事業の成果

- ・各年度とも、参加者アンケートの結果、研修満足度が95%以上あった。
- ・各学校において伝達研修を行うことで、すべての教職員のハンセン病回復者  
等の人権についての基本的認識が深まり、実践的指導力が高まった。

#### ■今後の課題

- ・参加者がハンセン病回復者等の人権について更に基本的認識を深め、実践

的指導力を高めるため、研修内容等の工夫が必要。

- ・ よりきめ細やかな研修とするには、3年サイクルの受講では、1回当たりの参加者数が多すぎることから、平成30年度からは4年サイクルに見直す必要あり。

## ②ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修（平成27年度～）

### ■事業概要

#### ○目的

ハンセン病回復者等の人権についての教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高める。

#### ○対象

全教職員

#### ○実施内容

県内各公立学校、市町村教育委員会等に配付した啓発DVDを活用した研修の実施。

※配布数 580セット

※配付先 合志市、熊本市を除く県内各公立学校、市町村教育委員会等  
(合志市内への公立学校には合志市より別途配布済)

#### ○実績

- ・ 平成27年度には啓発DVDを活用した研修をすべての学校で実施。
- ・ 平成28・29年度においては、新規採用者等の啓発DVD未視聴者の研修を実施。
- ・ 啓発DVDと併せて若手教職員が現地研修後に作成した研修資料等を活用し、各学校の実態に応じた校内研修を実施。

### ■事業の成果

ハンセン病回復者等の人権について教職員の基本的認識を深め、実践的指導力を高めることができている。

### ■委員会からの意見等

- ・ 教員への成果、学校での変化等、成果について深く掘り下げる必要がある。
- ・ 研修で気づいた体験を教育力向上につなげるような方策が必要。
- ・ 現地研修は教師がパターナリスト(※)にならないための教育の力を養うと考える。
- ・ 学校現場での教育のため、教師の人材育成が重要。
- ・ 研修を受けた後は、報告を行うだけでなく、議論することが有効と考える。
- ・ 受け身の座学以外に自主的な議論が必要。

※パターナリストとは、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援する人のこと。

## ■意見に対する対応

ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるため、校内研修において教職員同士がお互いに教育実践上の課題や情報を交流しあうことのできるOJT(On the Job Training)の充実を指導している。

## ■今後の課題

今後も各学校においてハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるため校内研修を継続的に実施するよう指導していくことが必要。

### ③地域人権教育指導員研修会（平成29年度）

#### ■事業概要

##### ○目的

県内市町村における人権教育を推進する地域人権教育指導員に対して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上を図る。

##### ○対象

市町村の地域人権教育指導員

##### ○実施内容

菊池恵楓園での現地研修

- ① 入所者代表(志村自治会長、太田自治副会長)の講話(60分程度)
- ② 施設見学(監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨堂等)(120分程度)

##### ○参加実績

参加者数 20名

#### ■事業の成果

- ・ 参加者アンケートの結果、研修満足度が90%以上あった。
- ・ 地域人権教育指導員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、資質の向上することができた。

#### ■今後の課題

今後もハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題に対して基本的認識を深め、資質の向上を図り、各地域の人権教育・啓発を進めることが必要。

#### ④ P T A等リーダー研修会（平成 28 年度）

##### ■事業概要

###### ○目的

県内のPTA等のリーダーを対象として、ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深める。

###### ○対象

各学校のPTA、各PTA連合会事務局員 等

###### ○実施内容

参加体験型研修(60分程度)

ハンセン病問題に関する事象をモデル化・単純化し、それを擬似体験することで問題点を明らかにするとともに、学習者が実感として認識する内容。

###### ○参加実績

参加者数 59名

##### ■事業の成果

研修会実施後のアンケートでは、

- ・ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識が深まった。
- ・人権教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切と感じた。

といった意見が寄せられ、研修の効果がみられ、理解が進んだことが分かった。

##### ■今後の課題

PTA等のリーダーに対して各地域における人権教育に取り組んでいただくよう働きかけることが必要。

#### ⑤ 学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会（平成 28 年度～）

##### ■事業概要

###### ○目的

学校教育及び社会教育における各種研修会において、ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深める。

###### ○対象

教職員(5年目教職員、中堅教職員、教頭 等)等

###### ○実施内容

人権同和教育課職員が各学校等で社会教育における各種研修を実施。

## ■事業の成果

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めることにつながった。

## ■委員会からの意見等

- ・ いじめ等の問題がある学校は、生徒が恵楓園に来て、肌で感じる事が、人権教育に一番効果があると考ええる。
- ・ 優れた学校の取組みを各学校に周知することが必要。

## ■意見に対する対応

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題を題材とした指導事例や授業実践例及び参考資料等を県教育委員会ホームページで資料提供し、指導方法等の工夫・改善を進めるよう指導している。

## ■今後の課題

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての更なる理解と認識を深める研修内容等の工夫が必要。

## ⑥教育庁職員人権問題研修会（平成27年度）

### ■事業概要

#### ○目的

教育庁職員がハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を一層深める。

#### ○対象

教育庁全職員

#### ○実施内容

啓発DVDを活用した職場内研修

#### ○参加実績

参加者数 505名（ほぼ全職員）

### ■事業の成果

教育庁職員がハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深めることができた。

### ■今後の課題

教育庁職員がハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めるような研修内容等の工夫が必要。



## 2 各界（医学、福祉、法曹、マスコミ、宗教）の取組状況の確認

テーマ	医学界の取組みについて
報告者	小野友道 熊本機能病院顧問 医学博士 ※当委員会委員 野上玲子 国立療養所菊池恵楓園副園長
報告内容	<p>■医学教育の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人のハンセン病の患者はほぼゼロ。殆どの医学部教授が診断した事がない。また、殆どの大学では、ハンセン病の講義がなされておらず、ハンセン病はハンセン病学会に講習会を頼んでいる状況。ハンセン病の診断がきちんとできる皮膚科医は日本に10人ほどしかいない。</li> <li>このため熊本大学ではハンセン病夏季大学講座を毎年開催し医学生等が基本的なハンセン病を学ぶ技術的な講習を実施。</li> </ul> <p>■熊本大学の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年時の早期社会体験学習（ハンセン病の講義後）、4年時はウィルス性の皮膚疾患とハンセン病の授業及び骨格標本問題に関係して菊池恵楓園を訪問し、学習する時間を確保。</li> </ul> <p>■終末期を迎える退所者の受診に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退所者が終末期を迎え、医療・看護・介護が必要になった際、園外の施設が抵抗無く受け入れられることが重要であり、人材教育の取組みが重要。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病講習会の受講者245名に対し、ハンセン病を確定診断できる医師は10名程しかいないことについて質問。 → 報告者から、受講者はハンセン病の基礎知識を学んでいる状態であり診断ができるレベルではないとの説明があった。</li> <li>熊大でのハンセン病と関係した歴史を反省した取組みについて質問。 → 報告者から、平成13年頃から1年生の早期社会体験学習をカリキュラム化したことの説明があった。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や福祉施設に対し、ハンセン病問題への意識啓発が必要である。</li> <li>ハンセン病療養所を退所された方々の園外での終末期医療・終末期ケアに対する不安解消のため、ハンセン病特有の後遺症に対する治療・介護についての知識の普及が必要。</li> <li>上記意見を踏まえ、県では、平成28年度から医療・介護・福祉関係者を対象とした研修会を実施。</li> </ul>

テーマ	福祉界の取組みについて
報告者	紫藤千子 一般社団法人熊本県社会福祉士会理事（当時）
報告内容	<p><b>■社会福祉士会等の取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルワーカー4団体で構成する社会福祉専門職団体協議会は、ハンセン病問題の真相究明のための被害実態の聞き取り調査に参加。熊本県社会福祉士会も調査に協力したことを契機に、ハンセン病療養所退所者等に対する支援活動を開始。</li> <li>・ 2003年から「ハート相談センター」を設置し退所者等を支援している状況や、熊本県内でも、熊本県社会福祉士会が支援を続けていることを報告。</li> <li>・ その他の活動として、2010年4月からは、熊本市と退所者の意見交換会に参加。また、熊本市が開催する退所者の方の特別相談窓口相談員として参加するなど、より積極的な支援を行っていることを報告。</li> <li>・ 退所者からの相談内容としては、介護保険・障がい者の制度・サービス利用等の他、高齢化に伴う成年後見制度利用についての相談も多いことが紹介された。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退所者が、社会生活の中で人生を歩んでいけるよう、専門家の方達の協力が必要。介護保険の認定の際、ハンセン病の方は低く判定されている懸念があるので、ハンセン病の知識のある人が認定に関わる必要がある等の意見があった。</li> <li>・ 退所者から社会福祉士に相談が少ないのはコーディネートする人がいないからではないかとの質問。 → 報告者から、ハンセン病問題に詳しい社会福祉士等の育成と活用が必要という説明が行われた。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士自身がハンセン病問題に関する認識が十分でない現状がある。社会福祉士会として研修を実施し、啓発を行っていく必要がある。</li> <li>・ ハンセン病療養所退所者からの相談がまだまだ少ない。今後の相談体制の整備が必要。</li> <li>・ 県では、上記の意見等を踏まえ、療養所退所者の社会生活を支援する社会福祉士等への啓発を行うため、平成28年度からハンセン病医療・福祉研修会を開催。県社会福祉士会からも会員に参加を呼びかけてもらっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉士の受講実績 平成28年度：3名 平成29年度：6名</li> </ul> </li> </ul>

テーマ	法曹界の取組みについて
報告者	国宗直子 熊本県弁護士会 弁護士
報告内容	<p>■平成28年における法曹界のハンセン病に関する動き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高裁の特別法廷問題に関する調査報告書提出の状況を説明。最高裁が差別的な姿勢を取り、偏見・差別の助長に加担してきたことを認めて謝罪したことなどが報告された。</li> <li>・ ハンセン病家族訴訟の状況を説明。 2月15日にまず59人、3月29日に509人を追加して提訴されていることが報告された。</li> </ul> <p>■弁護士会の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九弁連大会が佐賀で開催され、熊本県弁護士会の発案で、「ハンセン病特別法廷の司法の責任に関する決議」を提案することを報告。</li> <li>・ 日弁連の取組みとして、特別法廷についてシンポジウムを開催することを紹介。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別法廷について、最高裁が違憲だと踏み込まなかった理由について質問。 → 報告者からは、推測として、憲法判断を直接的にすべきではない、憲法判断することで、個々の事件に影響を与えるべきではないという謙抑的な姿勢があったのではと説明。</li> <li>・ 最高裁の特別法廷問題に関する調査報告書について、最高裁が調査をやって報告書を出しお詫びしたことは非常に評価できるが、時期が遅すぎたといった意見があった。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンセン病に関する偏見・差別は、患者・回復者に対してだけでなく、その家族に対しても大きな偏見・差別があるため、家族に対する偏見・差別の解消についても取り組む必要がある。</li> <li>・ 県では、上記の意見等も踏まえ、平成28年度の熊本県ハンセン病フォーラムにおいて、元患者と家族によるリレートークを行い、家族に対する差別や偏見の問題についても、周知を行った。</li> </ul>

テーマ	マスコミの取組みについて
報告者	泉潤 熊本日日新聞社社会部部长
報告内容	<p>■新聞報道の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊日の報道では、「かわいそうな人たち」「同情の対象」としてハンセン病問題を取り上げていた時期もあったが、現在は、菊池恵楓園を直接訪れて取材し、園内の現状やハンセン病が不治の病でなくなったこと、また、元患者の社会復帰が困難な理由についても紹介していることを報告。</li> <li>ハンセン病問題を正しく理解してもらうため報道してきたが、宿泊拒否事件が起こり、報道がきちんとした理解を促すことができていなかったことを反省したという報告があった。</li> <li>また、当事者の声を聞いて、タブーにせずに、社会にある偏見差別ときちんと対峙し、向き合うという姿勢をマスコミが示すことの必要性や、当事者の人たちはなかなか声も上げずに沈黙していくという状況が続いてしまうことへの危惧が述べられた。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病問題に関する大きなトピックを定期的に記事にすることで、報道の機会が増え、人々の理解が深まるのではないかといった意見があった。</li> <li>匿名で発信できるインターネットは、建前に対する「本音のようなもの」が溢れ出やすい懸念があり、そういう風潮が大きく暴れだすことへの懸念が述べられた。</li> <li>報道関係者が、今後、強いジャーナリズム精神を守っていくため、自分たちの中でも検証する仕組みが必要ではといった意見や、高校や大学での人権教育への取組みについて、メディアと連携すると非常に効果が大いのではないかといった提案がなされた。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの記者が勉強し、特に当事者の方と向き合って、社会問題に向き合う姿勢を示すことが重要。</li> <li>インターネットが大きな影響力を持つため、教育現場の中でマスコミも手伝って、きちんと若い人たちの理解を助ける活動が必要である。</li> <li>県では、上記の意見等も踏まえ、ハンセン病問題啓発の様々な取組みについて、より多くの報道機関に周知を図ってもらうよう、その都度、報道資料の提供を行っている。今後も、より報道に取り上げてもらえるよう工夫しながら実施する。</li> </ul>

テーマ	宗教界の取組みについて
報告者	藤井慶峰 曹洞宗 法泉寺 住職
報告内容	<p>■宗教における取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はじめに、曹洞宗で制作したハンセン病問題啓発ビデオを視聴。</li> <li>・ 宗教の世界でも、過去においては、病気やけが、様々な身体的、精神的障害を持つ人に対して、過去世の悪業の報いによる結果だとして諦めを説き、偏見と差別の助長や、差別を正当化する結果となっていた事を報告。</li> <li>・ ハンセン病に対しても、同様に悪業の報い、あるいは天罰による病気として説いてきた歴史があったとの報告。</li> <li>・ 現在は、過去のそういった差別助長を反省し、ハンセン病問題では、国や行政と同じく加害者であったという立場で啓発活動に取り組み、各地の療養所への訪問による祈祷や供養を行っていることを報告。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル宿泊拒否事件に対する、教団（曹洞宗）の対応についての質問。</li> </ul> <p>→ 報告者からは、ホテルに対して抗議文を送付したとの回答があった。</p>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かつて、各仏教教団が政府の求めに応じて療養所で入所者へ対しては諦めを説き、一般の方に対してはハンセン病は隔離すべきと説いてきた点については責任を問われる立場であるため、宗教界においても啓発活動を更に推進し、療養所入所者が高齢化する中で、その方々が安心して故郷に帰れるようにすることが必要である。</li> <li>・ 県では、上記の意見等も踏まえ、今後も県民へのハンセン病問題への意識啓発について、様々な角度から取り組んでいく。</li> </ul>

### Ⅲ 今後の進め方について

#### 1 県の取組状況の検討から見えてきた課題

県では、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」や「ハンセン病問題啓発フォーラム」、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」など様々な啓発事業を実施しており、参加者アンケートでは、ハンセン病問題への認識や理解の促進・問題意識の喚起となっている等の意見が多く聞かれるなど、一定の効果がみられている。

一方、前述までの県の取組状況の中で今後の課題として掲げたとおり、参加者の幅を広げるための工夫や、研修内容や時間数、開催時期や周知方法等、実施効果を高めるために、事業のさらなる見直しや工夫に取り組む必要がある。

また、改修が予定されている菊池恵楓園内の社会交流会館の更なる活用や、合志市や国とともに検討している菊池恵楓園の社会化に向けた取組みなど、今後とも、入所者自治会を始めとする関係団体と連携を図りながら、効果的な実施に向けて事業を円滑に進めていくことも重要である。

#### 2 各界の報告を受けて

医療界、福祉界など各界の取組状況の確認から見えてきた課題に対して、県として取組みができるものについては、すでに取組みを開始している。

例として、医療界・福祉界からの報告で明らかになった、ハンセン病療養所を退所された方々の園外での終末期医療・終末期ケアに対する不安解消の課題に対して、県は新たに医療・福祉関係者を対象とした研修会を実施し、医療・介護・福祉関係者に対してハンセン病の後遺症に係る専門的な知識の普及等が進められている。

このように、今後も、各界における新たな取組みや課題など検討すべき事項が出てきた場合には、委員会で協議を行い、各界や県に提言を行っていく。

#### 3 今後の委員会の在り方について

これまでの県や各界の取組みについての検討で見えてきた課題を踏まえ、今後もハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討する。

具体的には、県等の取組みに対してP D C A (plan-do-check-act) サイクルに基づく評価・検討を行い、必要に応じ提言を行っていく。

## IV 参考資料

### ■ 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項

(名 称)

第1条 この委員会は、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて、本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の取組状況に関すること
- (2) 県民への啓発意識の向上のための取組の検討に関すること
- (3) 各界（医療界、法曹界、マスコミ、宗教界等）の取組状況に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に該当する者のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって委員会に出席し、議事に加わることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

1 この要項は、平成27年3月23日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。



■ 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員一覧

氏 名	所 属	区 分
内田 博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授	学識経験者
遠藤 隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表	学識経験者
小野 友道	熊本大学名誉教授 熊本機能病院顧問	学識経験者
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	ハンセン病療養所入所者等
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長	ハンセン病療養所入所者等
箕田 誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	関係行政機関
徳永 憲治	教育庁人権同和教育課長	関係行政機関
岡崎 光治	健康福祉部健康局健康づくり推進課長	関係行政機関

(敬称略)

## ■ 啓発事業実施に係る参加者アンケートの概要

県が実施した啓発事業に参加した方々のアンケート結果の一部を御紹介します。

ハンセン病問題の理解不足への反省や、自らも行動し発信していくという決意、更に、啓発を更に推進すべきという意見などをいただいています。

なお、個人が特定されないよう、記述内容に修正を加えているものもあります。

### ① 菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」

- ・ 熊本で長年生活しているが、これまでにハンセン病について**学ぶ機会が無かった。**
- ・ ハンセン病について詳しく知り、学ぶことができて良かった。フィールドワークを通して、今も残る当時の様子を五感で感じることができ、**大変貴重な体験だった。**
- ・ ハンセン病について、いろいろな機会での学習することがあったが、もっと**早く菊池恵楓園に来るべきだ**と思った。訪問することでハンセン病の偏見・差別について、より理解が深まると感じた。
- ・ 実際に菊池恵楓園に来て、厚く高い壁を見て、初めて入所者の方々の辛さや寂しさが分かった。偏見・差別を無くすため、まず、**子ども達や周囲の人達に正しいことを伝えよう**と思います。
- ・ 身近な場所で長年隔離が実際に行われていたことが信じられないように思えた。実際に菊池恵楓園を見ることは、書物や話を聞くこととは違い、**心に響いた。**
- ・ ハンセン病という言葉は知っていたが、**菊池恵楓園やハンセン病の方の境遇は知らなかった。**今回、多くの事を見聞きして学ぶことができた。
- ・ ハンセン病や菊池恵楓園について知らないことは、差別を生み出す原因の一つになるので、まずは正しく知り、**知ったことを周りに広げていく勇気（責任）を持たなければならない**と思う。
- ・ 学生時代に勉強していたので、ハンセン病については**知っている、分かっているつもりだったが、**実際に見学し、間違っていたと思わされた。社会交流会館でたくさんの写真や資料を目の当たりにして胸が押しつぶさ

れるように感じた。

- ・ 菊池恵楓園はハンセン病の施設と知っていた。ニュースで暗く悲しい場所だと知っていたのであまり行きたくないと思っていた。自分はこれまでひどいことをされた経験があるが、自分よりひどいことをされ続けた人が綺麗な絵を描いたり、歌を詠んでいたりしてすごいと思った。自分も生きがいを見つけたいと思った。
- ・ 菊池恵楓園内を見学中に「かえでの森こども園」の子ども達が遊んでいるのを見て、明るい未来を感じた。
- ・ ハンセン病や菊池恵楓園について正しく知る機会を増やす必要があると思った。学校ではハンセン病について学ぶ機会があるが、まだまだ少ないと思う。子どもより大人の方が差別意識を持っていると思うので、子どもから大人に伝えてもらうという流れができると良いと思う。

## ②熊本県ハンセン病医療・福祉研修会

- ・ ハンセン病の歴史は概ね知っていたが、**病気そのもの、後遺症への理解は不十分だった**ので、勉強になった。
- ・ 大学の講義で聞いたときとは、**違う視点で学ぶ事ができた**。
- ・ 知らないことがたくさんあったが、ハンセン病の後遺症のケアが、**他の疾患にも応用できる**ことが分かり参考になった。
- ・ ハンセン病回復者の方に対する皮膚処置は、**高齢の患者さんへのケアにも参考になった**ので、役立てたいと思った。
- ・ まさに今の訪問（看護）に役立つ内容だった。ステーションに情報を持ち帰り**皆で情報共有**したい。
- ・ 近くに住んでいながら、知らないことが多く参加できてよかった。次回は医療関係者でない**知り合いにも参加をすすめたい**。
- ・ **これからも研修会を続けて欲しい**。もう少し時間に余裕があった方が良い。医療関係者が対象ということで申込みを躊躇したが、来年度は多くの人に参加してほしい。
- ・ 退所された方が社会で安心して暮らせるために長年の闘いがあったことを知り、胸が熱くなった。当事者の方の生の声を聞くことは何より大切だと思う。是非、**研修会は続けてほしい**。
- ・ ハンセン病回復者であり、社会復帰されている方のお話を聞くことは大変貴重だと思う。退所者の方への支援が急務であり、皆様高齢化している

ことを考えると、こういった**機会がもっとたくさんあるとよい**と思う。

- ・ 退所者の前向きなお話に**元気と勇気**をいただいた。歴史を知り、学ぶことは日々の**介護の現場にも大いに役立つこと**と思う。
- ・ 生まれ育った地域の事であるのに、浅い知識しかなかった。「差別は夢・希望・命をも打ち砕く」という中さんのお話に、知らないことは罪深く、**正しい知識を持つことが重要**だと思った。
- ・ 少しの知識があるだけでも現場での対応の仕方は変わると思う。今後、20年、30年とハンセン病問題を伝えるためにこのような**研修会はとても大事**だと思った。

### ③熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム

- ・ 入所者の方等の生の声を聞き、**本当に胸に響いた**。これからもお話を聞く機会があったら是非聞きたい。
- ・ **小学生・中学生・大学生の発表が素晴らしく**、今後につながるものだと感じた。
- ・ 小学生、中学生の発表は素直な気持ちが伝わってきて、**将来、差別のない明るい社会が迎えられるような気がした**。
- ・ **人権問題は単なる知識ではなく行動として取り組んでいく必要がある**と思った。
- ・ 高校生の取組の発表が無いことが問題だと感じた。もっと県全体で取り組むよう、県が主体的に取り組む必要があると感じた。
- ・ **ハンセン病回復者の家族の方が差別を受けていることを初めて知った**。
- ・ **ハンセン病回復者・家族、当事者の話を直接聞けて良かった**。

### ④ハンセン病問題啓発パネル展

- ・ 熊本では水俣病に対しては理解や認知があると思うが、この**ハンセン病について理解や認知が進んでいない**と思う。圧倒的に目にする機会が少ないため、今後もこのような取り組みを進めていくべきである。
- ・ ハンセン病のみではなく、様々な偏見・差別を感じます。未来づくりには**1人1人が知る必要がある**。二度と繰り返してはいけない過去を学びました。
- ・ 黒川温泉の事件はまだ最近の事です。これは、国・地方自治体の差別へ

の取り組みがほとんどなされていない事の証明に他なりません。もっと真剣な取り組みが必要です。

- ・ 他県より本県は学校・その他で啓発されていると思う。
- ・ 同僚の中には、ハンセン病についての知識が全く無い職員がいると思うので、もう一度自分なりに調べて同僚に伝えたいと思います。

## 議題 2

# ハンセン病問題啓発推進委員会の今後の取組みについて

## 1 今後の進め方について

- 県の取組状況に対する検討・意見交換（年2回程度）
  - ・ 県が取り組む事業について、PDCA（plan-do-check-act）サイクルに基づき評価を行い、事業の効果を見極めながら、より効果的な方法・内容にすることを目的とした検討や議論を行う。
- 各界の報告後の動きについての協議・情報共有
  - ・ 各界で、新たな取組みや啓発に係る協議事項が出てきた場合に、それらの報告・協議を行う。
- 最終報告書の作成に向けた検討
  - ・ 委員会は概ね5年を目途として検討内容を報告することとしているため、平成32年3月頃の報告内容を見据えた検討を行う。

## 2 開催時期について

事業の効果を見極めながら、より効果的な方法・内容にすることができるよう、次の時期に開催する。

- 第1回目 6月頃
  - ・ 当該年度に実施する事業の具体的な取組内容について、より効果的な方法・内容等の協議。
  - ・ 今後取り組むべき課題についての協議。（次年度以降の予算要求等の参考とするため）
- 第2回目 2～3月頃
  - ・ 当該年度に実施した事業の実績やその効果についての報告。
  - ・ 次年度実施予定の事業についての報告。

## 平成30年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画（案）

【健康づくり推進課】

事業名	事業内容
(1) 熊本県ハンセン病問題啓 発推進委員会 (第8回、第9回)	<b>概要</b> ：熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて設置された委員会。 県及び関係各界が連携して行うハンセン病問題の啓発のあり方等を検討。年 2回開催を予定。 <b>実施</b> ：第8回 平成30年6月頃、第9回 平成31年2～3月
(2) 菊池恵楓園訪問事業「菊池 恵楓園で学ぶ旅」	<b>概要</b> ：県民が、菊池恵楓園を訪問し、施設・資料館見学、入所者との交流を通して、 ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的として実施。 <b>実施</b> ：平成30年7月、8月 <b>参加者</b> ：一般県民、教職員、県職員等
(3) 第3回) 熊本県ハンセン病 医療・福祉研修会	<b>概要</b> ：療養所退所者等が療養所外の医療・高齢者施設を快適に利用できる環境整備 のために、医療・福祉従事者向けのハンセン病に関する研修会を開催。 <b>実施</b> ：平成31年2月頃 <b>内容</b> ：医療、福祉に関する各講義等
(4) 「熊本県ハンセン病問題 啓発フォーラム 2018」の 開催	<b>概要</b> ：6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、 ハンセン病問題の普及啓発を図るため、記念行事を開催。 <b>実施</b> ：平成30年6～7月頃 <b>内容</b> ：一般県民に開かれた講演会や教育現場の取組の発表等。
(5) ハンセン病問題 啓発パネル展	<b>概要</b> ：6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせ、県 民がハンセン病問題について考え、正しい知識を得るためのパネル展を開催。 <b>実施</b> ：県民交流館パレア（平成30年6月） 県庁地下通路展示（平成31年1月）
(6) 啓発リーフレットの配布	<b>概要</b> ：啓発パンフレットを作成し、市町村、高等学校等に配付する。 <b>実施</b> ：平成31年3月 45,000部
(7) ふるさと事業 ①ふるさと訪問事業 ②ふるさと便	<b>概要</b> ：①・本県出身入所者の方に、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的に県 内各所の訪問事業を実施。 ・県外の療養所に入所している者で、本県への訪問が困難な方に対して、 本県から訪問。 ②全国の本県出身入所者の方に、ふるさと熊本を身近に感じてもらうため、 県産品、地元新聞を送付。 <b>実施</b> ：①・平成30年11月（菊池恵楓園、星塚敬愛園、大島青松園） ・平成31年3月頃、1～2カ所の療養所を訪問 ②県特産品詰め合わせを12月頃、7療養所に送付、地元紙は2療養所に毎月 送付。

平成30年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画（案）

担当者 職・氏名：指導主事・益崎恭行

内 線： 6773

事業名（研修会、講演会等）	事業内容（概要、実施日、対象者、参加者数等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める」ことを目的に開催する。 平成33年度までの4年間で熊本市を除くすべての公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校から、主に教職10年経験程度までの教職員（各校1名）を対象として実施予定。 なお、研修参加者には、事前学習として「ハンセン病問題啓発DVD」の視聴を課すとともに、研修終了後は各学校での伝達研修を義務付ける予定。</li> <li>実施時期：平成30年8月23日（木）</li> <li>対象者：県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校・特別支援学校の教職員及び各教育事務所指導主事・県立教育センター指導主事・山鹿市教育委員会人権教育担当者 約120名</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：「ハンセン病回復者等の人権」についての教職員等の基本的認識を深めるとともに実践的指導力を高めるため、「ハンセン病問題啓発DVD」等を活用して、各学校の実情に応じて研修の実施をお願いする。特に、過去に「ハンセン病問題啓発DVD」を視聴していない新規採用者等に対しては視聴の実施をお願いする。 なお、「平成30年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」の参加者が視聴覚機器を活用した研修教材等を作成した上での校内研修の実施をお願いする。</li> <li>実施時期：平成30年度 随時（各学校が決定）</li> <li>対象者：教職員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育に関する研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要：学校教育及び社会教育に関わる教職員等に対して「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について、基本的認識の深化及び人権教育を推進するための指導力向上を目的として研修を実施する。また、「人権教育・啓発リーフレット」等を活用しながら、あらゆる機会を利用して人権問題に対する理解と認識を深めるための取組を促す。</li> <li>実施日：平成30年度年間計画による。</li> <li>対象者：教職員、PTA等のリーダー、社会教育主事、地域人権教育指導員、社会教育指導員 等</li> </ul>